

平成28年度第2回協働支援会議

平成28年4月22日（金）午後2時00分

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、渡邊委員、竹井委員、伊藤委員、高橋委員

事務局：地域コミュニティ課長、小宮山協働推進主査、勝山主任

久塚座長 では、定足数を満たしておりますので第2回の協働支援会議を始めます。

きょう議事が（1）（2）というふうにあります。資料配付ということになっていますが、議事に入っていきたいと思います。資料の確認を最初にお願いします。

事務局 では、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料の1、こちらは平成28年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領の案になります。

それから、資料の2が、平成28年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション質問票になります。

それから、視察4回分の予定が入りました新しい会議開催予定を配らせていただいています。それから、5月12日の視察のご案内、こちら裏側が地図になっております。12日は6時25分に新宿スポーツセンターの1階ということでお願いしたいと思います。

それから、ワーク・ライフ・バランス推進企業の事例集ができてきましたので、こちらをお配りしました。

事業視察、まず一つ目が、5月12日の6時半からということで新宿スポーツ環境推進プロジェクトです。視察の2番目が6月10日です。6月10日の金曜日の午前10時から12時まで商店街ホームページ活性化事業ということでこちら入っております。視察の三つ目は6月17日の金曜日、午後2時から始まりまして、こちらは働きやすい職場づくりの情報発信事業のセミナーになります。それから、こちら後半の部分ですが、四つ目の事業視察は9月4日の日曜日、10時から6時の中の時間はまだ未定となっております。この4カ所が入りましたのでよろしく申し上げます。

久塚座長 はい、これで四つそろいました。9月の4日だけはまだ時間がどこにあるかということが入っていませんけれども、これでヒアリングができる体制になるのですね。

事務局 そうです。

久塚座長 そうするとその最後のものは始まったやつなので、そのまた後で、10月上旬にヒアリング1年目ということになりますけれども、2年目、3年目のものについてこれで全部入ったということになります。

では、議事に入ってよろしいですか。では、一つ目、平成28年度NPO活動資金助成対象団体の選考についてということで、プレゼンテーションの実施方法から進めていきたいと思います。

では、事務局お願いします。

事務局 それでは、公開プレゼンテーションの実施方法についてご説明させていただきたいと思います。資料1をごらんいただけますでしょうか。資料1ではプレゼンテーションの実施要領の案ということで掲示させていただいております。

中身についてご説明させていただきます。まず、プレゼンテーションについては、公開とさせていただきます。プレゼンテーションにおける団体の発表時間は8分、委員からの質問を8分で昨年度は実施させていただきました。これまでの会議の中で質問時間をなるべく長くとりたいということで、21年度から質問時間が5分だったのが8分とさせていただきます。

プレゼンテーションの参加人数は1団体3名以内としております。

プレゼンテーションの方法については自由としておりますが、準備時間も発表時間に含めております。また、区のほうでプロジェクターを用意しております、23日までに事前に資料とデータ等を持参いただきまして、パワーポイントなどを利用したプレゼンも可能とさせていただきます。

また、当日の日程としまして、こちらの資料の下のほうに記載しておりますが、こちらは発表時間が8分、質問時間8分で現在申請のあります5団体を実施した場合のプレゼンテーションの予定として記載させていただいております。

時間としましては、委員の皆様には13時に協働支援会議委員が集合ということで、こちらのほうで事前の質問内容の調整等をさせていただきます。また、プレゼンテーション自体は13時半から開始となりまして、5団体の終了の見込みが15時14分プレゼンテーション終了の見込みとなっております。その後、事務局のほうで委員の皆様からいただいた採点などを集計させていただきまして、15時35分ごろ支援会議を再開させていただきます、そちらで助成団体の決定と助成金額も合わせて決定の協議をいただき

まして、支援会議自体は16時5分ごろに終了となる見込みとなっております。

以上プレゼンテーションの実施要領の案についてご説明させていただきました。本日はこちらの実施内容について協議いただければと思います。

久塚座長 はい、今まで実施してきたことと変化はありませんけれども、質問時間は8分程度と。

プレゼンテーション自体は8分できっちりやりますけれども、どうしても質疑応答のときには質問する側が時間をたくさん使ったりしてしまうので、もうちょっと工夫して。

これの実施については何かありますか。特になければこのような形で。

場所はNPO協働推進センターですので、委員は最初に1階の101会議室に集まっていただくということになります。よろしいですか。

では、次の議題に移らせていただきます。

事務局 では、引き続き資料2を用いまして、プレゼンテーション時の質問方法についてご説明させていただきたいと思います。

質問票につきましては、資料2としてフォーマットを配付させていただいております。1枚目にあるのが質問票のフォーマットとなっております、2枚目にありますのが昨年度配付させていただきました質問票の中身となっております。今回協議いただきたい内容としましては、質問方法について、以前昨年度までは代表質問方式をとらせていただいております、事前にこのプレゼンテーションの質問票に委員の皆様にご質問の記載をお願いしております、後ほど事務局のほうで取りまとめをさせていただきます、資料2の2枚目のような形で取りまとめをさせていただきます。そちらの質問票の確認をお願いしまして、代表質問の方にこちらの質問票を用いまして質問をお願いしておりました。

今年度につきましても質問方法については、代表質問の方法をとるかについてご協議いただければと思います。

久塚座長 では、やり方ということでもう審議事項になりますけれども、質問票があつて、そこで集めて、2枚目ですけれども、ここでは伊藤さんが代表質問者ということになっていて、プレゼンテーション1番から15番まで質問が出てきて、それを総合して代表的な役割を担うとされた方が質問をして答えていただいているということを中心に。

ただ、その方が終わった後、ご質問が出てくることもありますけれども、基本的には代表質問者という方がこれ全体のものを見てうまく質問をしていただくということに、8分なのであまり奥には入れないこともあります。このような今までの方法の一通りの質問

の仕方よろしいでしょうか。

では、このような形で進めますけれども、いつぐらいにこういうのが皆さん方のところに届く設定をされているのですか。

事務局 こちらの質問票につきましては、基本的にプレゼンテーションの場で使うものとありますが、一次の審査の際にも質問は生まれてくるかと思しますので、本日こちらのプレゼンテーションの質問票のほうは、フォーマットをメールで送らせていただきますので、こちらのほうに記載していただければと思います。

また、質問票につきましては、5月17日ごろまでに事務局のほうにメールで返送をお願いできればと思います。こちらを事務局のほうで取りまとめまして、5月20日ごろまでには委員の皆様にお送りさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

久塚座長 5月13日に一次選考というのが行われて、それとの関係でどの団体が残るか、どの事業が残るかということが出てきますので、そこで皆さん方からことしのやつを全体を見ながらいろんなことを想定して記入しておいていただくということは構いませんけれども、最終的には一次通過のものについてこれを作成してくださるということになります。

それでいいですね。

事務局 はい。

久塚座長 では、よろしいですか、これで伺うと例年どおりになりますか。

では、プレゼンテーションについてはこれで協議、審議を終わったということで(1)の②、冊子をきょう皆さんお持ちですか。では、それをもとに進めていきたいと、事務局のほうは特にありますか。

事務局 では、事前協議に入る前に、今年度の申請状況について改めてご説明させていただきます。今年度の申請につきましては5件の申請がありました。内訳につきましては、NPO活動資金助成での申請が4件、新事業立上げ助成の申請が1件となっております。

なお、昨年度の申請は13件の申請となっております。また、これまでに本助成を受けたことのない団体については1団体になっておりまして、助成申請総額につきましては167万2,858円で、予算総額の300万円を下回っているような状況となっております。

送付させていただきましたこちらのオレンジ色のファイルにつきましては、助成申請書

のほか昨年度の各団体の登録票ですとか、活動計算書などの参考資料もついております。本日は書類審査に当たっての申請団体や事業内容についての共通理解を深めるために、各委員の間で事前協議を行っていただきまして、意見交換をお願いしたいと思っております。

本日の協議結果を踏まえまして、一次の採点表の採点をお願いしたいと思っております。集計結果は次回の第3回の支援会議の際に事務局のほうから提示させていただきますので、そちらをご確認いただきまして、一次の通過団体を決定するような流れとなっております。

事務局からの説明は以上となります。

久塚座長 はい、ではよしあし、判断にかかわるような話ではなくて、共有するということから、この提出されたものの読み方がわからないなどを含めて自由に発言をしていただいて結構ですので、1番の団体からということではございませんので質問を求めます。

はい、どなたか。

この申請番号1番の団体は、去年申請していましたよね。その事業はどういう事業だったか、去年の事業は。

事務局 去年の事業ですと基本的にそのパネル展示というところは事業としては変わらないのですが、中身のところが変わってしまっていて、朝鮮からもたらされた文化的なものがどういったものがあつたのかというのをパネルで展示するような中身の申請でした、去年は。

宇都木委員 うん、歴史的なところだったのだ、そっちは。去年ここは対象審査に落ちているから、その落ちている内容と極めて類似性が高いと、それもまたもう一遍同じような議論が繰り返される可能性があるんで、そこはかなり内容が違っているのかな？

久塚座長 去年にさかのぼると、ことしの申請番号1番の団体が申請したものについては、一次審査で不合格となったという経緯でことし、昨年いろいろ議論してひっかかった部分というのは、事務局は何か様子が違うという理解ですか。ということが、多分宇都木さんが質問したいことだと思うのですが、ほかの方、はい、伊藤さん。

伊藤委員 去年のことですけれども、去年のことはいろいろと政治的なものが出てきてしまうのではないかなということが一番懸念されたので、ことしはこれ、よく内容をどこに視点がおいているかわからないのだけれども、多分私が、いい解釈をすれば、これは新宿区における共生社会、平和社会の実現のためにこの展示をやるという解釈をしているわけ。

それで結論的なものは、この韓国にもある霊碑の改善性の問題、核廃絶、脱原発のため

の平和運動、日韓の方向性や市民の動きというところにこれ結んでくれるとありがたいのだけれども、その前のところに結ばれてしまうと、何か去年と同じようなものも出てきたのではないかなという気がしないでもないです。

久塚座長 宇都木さんが質問したのは去年のものどどこがどうですかねという質問で、伊藤さんは前回と変わっているという？

伊藤委員 いや、よく解するとそうなるのだけれども、今僕が言ったストーリーがそれであれば、私はあまり問題ないのではないかなとは思ったと。

これは文化的なものもそうなのだ。すべて両面あるので、どっちをこう照らすか。

久塚座長 今回は原爆から原発まで、日本に在日している被害、まだ原子爆弾で被爆した人たち、広島、長崎で被爆した人たち、それからそのまま日本に残っている人、あるいは国に帰った人などについての制度的なことなども、これは普通の議論の仕方、私どもも講義でよく使うことなので、随分違うというか。

被爆71年、韓国、朝鮮人と日本という実施事業ですが、そうなっていると、昨年の結果で言うとそうなっているという説明で、ほかにこれについていい、悪いは抜きにして、審査は抜きにして疑問というか、これはどうなのですかとか、これは何でしょうかはあります。特になければ、関口さんはありますか。

関口委員 いや、もうそういう時代だということ。

久塚座長 初めからどうのこうのではなくて、審査対象に普通によろしくみみたいなイメージですか。

関口委員 そうです。

宇都木委員 だから、その事業内容はこれからいろいろ聞いて、これからのことになるのだけれども、要するに申請書を見る限りでは、この団体が本来事業としてやっていることを助成の対象にしてくださいよと言って申請しているわけでしょう、これは新規事業でも何でもないので。

渡邊委員 渡邊です。可能性の問題として、この被爆をしたときに区別された取り扱いであったようなことが印象づけられるような内容になっていくと。

久塚座長 被爆したときに適用対象を日本国籍を持っている人とするかどうかというのは大きな議論にかかわってきたわけですから。

渡邊委員 ここはやはりそういった点で絡む見解をこういうふうに聞くと、問題としては厳しいかなという感想を持ちました。

伊藤委員 伊藤ですけれども、これ、戦後の問題として日本と韓国というものが分かれてしまった。そうすると日本の補償は韓国の人に適用されなくなってしまうわけだ、それはもう国と国との話になるから。それで差がついたというのは事実だろうけれども、最初から差がつけた、これは日本人、朝鮮人なんてやっていないと思うのだ、私は。

だから、そこはないと思うのだけれども、その後の帰ってしまった人に対して日本国が補償するという、これは国と国との関係、話し合い、それから日本もまだ国際復帰していないしという問題があったのではないかなと僕は。そこで差がついてしまう話、今は仕方がなかったのでしょうかという、と思うわけ。日本にいて差がつけばかなりの問題になるけれども、そうではないと思うし。という判断をしました。

あとこの被曝者が何パーセントいる、朝鮮人の何パーセント、死者が何パーセントというのは、それは結果だから。だから、こういう数字のところというのは、いいところを拾ってくればなってしまうのだ、統計の数字というのは。それをどういうふうにとらえるかは私たちの判断だから。だから、あまり政治的なものはかからないと思うのだ。

久塚座長 ほかのこの展示はいい、この展示は悪いという話にはなかなかならないと思うのです。だから、戦後間もなく日本で国籍法が昭和22年か23年か、そのあたりにできるときに、ほぼ同時に半島のほうでも独自の国籍をとってきて、ご存じのように今、生活保護法は日本国籍を求めますけれども、法的には。だけど、昭和21年に最初にできた生活保護法は、日本国籍という形ではなかった、それは。なぜかというと日本人が一体だれが日本人かということを決めていない時期があったので、そういう歴史を踏まえると非常に複雑なので、渡邊さんが発言したみたいにそれを作為的に悪意があったことのように表現されるようなパネルがたくさん出てくると問題があるかもしれないけれども、そうでない限りは全く問題ないと思うので、それらはむしろ質問のところ、8分の中で質疑応答できるかどうか知らないけれども、お聞きになるみたいなことになってくるのではないのですか。

あまり大したことではないと私は思いますけれども。うそだったり虚偽でない限りは、あるいは中身についてはきちんと責任持ってくださいねみたいな話になってくる可能性もある。

パネルの10番、11番になると国籍というか、国がそれぞれでき上がった後なので韓国、朝鮮だけれども、その前の9番までは全部朝鮮人というくくり。その原爆投下されたときは身分、日本人という、それは日本人と表記すること自体がまた逆に問題になってく

ると言えば問題になるわけです。

だから、表記は非常に難しいので、このときにはもう韓国、朝鮮とは表記できない人々なので、悩んでこういうふうには経緯、実態で国の統計などを見ると長崎、広島で被爆した人というのが日本人と書いてあるのか、朝鮮人と書いてあるのかということに大きくかかわってきます。

確かに統合されたときには国籍はそうであったにしても、政府の見解というのはどうなっているのかみたいなことは持っているもので、どちらで表現しても大きく問題はあります。あの人たちは当時日本人だったということもすごい大変なことを発言することになるわけだし。

宇都木委員 だから、現状被爆した人たちの現状はこうなっているよと、実態はこうなっているよということだけを訴えて、それを救済する方法についてみんなに考えてくださいという、そういうことでしょうか、要するに。

だから、それはそれでいいのだと思うけれども、何かそれぞれの国の批判し合いたいのか、今こういうときに、こういう場を通じて始まってしまうと、市民の側としてはちょっとどうかなと思うから、ちょっと。ここに書いてあるふうなことを素直に、今やっているようなことをもう一遍このところを中心に光を当ててやりたいという、こういうことに薄めてやるのでしょうか、これは。今までもやっているのだから、この人たちは。

関口委員 いや、だから今までやっている常設展に加えて企画展示なわけですから、特に今年度はこれをやろうということでしょうか。

宇都木委員 うん、だからこれを、ここに焦点を当てたこういう事業をことはやりたいのですが、これを対象にしてほしいということでしょうか。

それはそれでいいのだけれども、ただここに書いてあることはどういう意味を持つのかというのは、ここに書いてある言葉だけでわかり切ることなのかどうかというのはあるのです、それは聞いてみればいいのだけれども。

関口委員 それこそ北朝鮮が原爆の実験を何回もやっているわけですから、そういう中でやっぱりこの新宿区に落ちてきたらどうするのという話ではないですか。それを考えると、みずからそういうルーツを持つ人たち自身がやっぱり広島とか長崎にフォーカスを当てて、そこにも我々のルーツとなる先祖が被爆しているのだと。何やっているのだということを書いていくこと自体、私はすごく意義ある活動だと思うのですけれども、抑止力にもなり得るし。



だから、それを何かこう政治的と言われてしまえば、それは政治的な意味合いがない活動なんてないですから。

高橋委員 すみません、ちょっと教えていただいてもいいですか。

新しいニーズ、一次審査の通過というか、それはその点数で基準があるというつくりということで、その別に全部そのそれぞれの皆さんの一次審査の結果によって全部プレゼンに進むということもあるのですか。

久塚座長 当然。

伊藤委員 その展示していくとそういう場になってしまうのではないの、危険性があるねというので議論したのだけれども、ことしの場合、今、宇都木さんが言ったように、関口さんが言ったようにそこまではならないのではない、私も言ったように平和運動だとか日韓と行政の平和に対する祈りだとか、そこら辺に焦点が当たっているのではないかなという。で、ある程度問題はないでしょう、発生しないのでしょうと思うのだ。

宇都木委員 この事業自体は構わないの、やっぱり。これは助成にふさわしいかどうかというだけの話だから。

久塚座長 最終的には新宿区、ご寄附いただいたものを含めて新宿区の財源でこういう目的を持った事業を協働事業の中身として採択するのがふさわしいかどうかということで、結局例えばお金、あるいは申請されたお金を継続する際にその制度、こういうものが持っている制度目的があって、それに合って展開が見られるかどうかという審査基準が基本的に。

よろしいですか、1番についての。順次いくこともないと思うのですけれども、ほかの団体については、はい、伊藤さん。

伊藤委員 申請番号2番の団体なのですが、神楽坂検定、ここで予算書を見たときに経費項目に会議費が入っていない、会議費といって会場費が。かなり会場を理科大と区の施設、どっちになるかわからないような書き方なのだけれども、やっています、十何回と。3番の団体はその会場費、戸塚センターだとか1,500円だとか、1回。夜間で5,400円だとか書いてあるわけ。ここは書いていないから会場費はないのかなという質問だけ。

事務局 では、事務局からです。

久塚座長 お願いします。

事務局 はい、申請書をいただいた際に事務局のほうでも確認させていただきまして、

ふだんの定期的な会議については高齢者福祉施設神楽坂というところがあるみたいで、そちらの会議スペースが無料でお借りできるらしいので、そちらで定期的な定例的な会議はやられているようですので、会議費については計上されていないということです。

伊藤委員 だけど、20ページの事業実施の地域及び会場で東京理科大森戸記念館、これは好意でゼロになる、ただだとは思いますが、予約できない場合は牛込筆筒地区センター、ここはただなの？

事務局 地域センターについては有料です。

伊藤委員 有料、だからもし、これは書き方のあれなのだけれども、この10回のやつで後でそこに触れないじゃない。自分のところで出すと言うのなら別なのだけれども、だから最初は計上しておいて、それをこっちの森戸記念館を使うときはゼロになりますという書き方だったらいいのだ、経費計上は。ないもので出てしまったら困るわけでしょう、計上しておかないと。費用ゼロですと言いながら発生してしまうと困るじゃない、全体の金額の中でそれができるのならいいのだけれども。

事務局 基本的に申請については団体さんの方法にのっとってしまして、今回の会議費につきましてもこの団体さん、昨年度も実施されて余剰金が発生したというところがありまして、見積りもりのところは十分ことは厳しくやられたみたいで、余剰金が発生しないような形で実施していきたいということがあったみたいで、なのでかかるか、かからないかわからないお金については計上していないというような書き方はされているみたいです。

伊藤委員 そういうことなのね、いいです。

久塚座長 そういう配慮があったみたいなので、最初言っておいて、事務局の努力でゼロになったら余ってしまうところを心配して。あまり仕方がない。これ、別にいいのでしょうか？

事務局 はい、特に。申請も形としてはできますけれども、特にこちらからしてくださいということはないです。

久塚座長 はい。

高橋委員 すみません、いいですか。29ページの事業計算書なのですが、経常収益の3番のところの項目が記入されていないですが、これは事業収益なのか参加費なのか、この3の収益がどういう収益なのかというのがちょっと気になっていて私はわからなかったのです。助成金なのか、それとも参加費なのか、こちら辺のところの中身を教えてくださいましたらと思います。

例えば助成金なのか、それとも参加費で釣った人の参加費の収入なのかというのがちょっと。助成金の金額ではもらっているわけです。この助成金の収入というのがこれ26年度はないのですか、よくわからないのですけれども。簡単に確認していただければなと思ったのです。

関口委員 では、これは参考までになのですけれども。

NPO法人会計基準ですと、この受取会費、受取寄附金で、その次が大項目としては事業収益となるのです。この団体さんの分け方、(1)から(6)の定款に記載の事業別に収益を分けて計上されているので、これ自体は問題ないのです。むしろこうやれと東京都の方針なのです。

ただ、多分その助成金というのが入るとすれば、その大項目で言うとこれ寄附金の後とかに普通は受取国庫補助金等とか、受取民間助成金とかそういう科目が入っているはずなので、それが無いということはパッと見るとないのだろうなということなのです。

参加費かどうかとかという、そこまで細かく記載する必要もないので、別途聞いていただくか、あるいはそのプレゼンのときにどうなのですかと聞いていただくしかないのではないかと思うのです。

高橋委員 そうすると事業収益という見出しが抜けているということですか。

関口委員 まあ、そういうことです。

高橋委員 それは何なのですかということでお聞きしたのです。

久塚座長 一応質問が出たので、技術的なことなのですからけれども聞いていただけますか。

事務局 はい。

久塚座長 ほかに。竹井さん。

竹井委員 77ページの申請番号5番ですが、多分去年もあったと思うのですけれども。

これはどれぐらい実績があったのか、ちょっとあまり記憶にないのですが、去年も結構反響だったのですか。その辺とか聞いていますか。実はあまりなかったから、少しちょっと考えたのかなと思うのですけれども、何か10人ぐらいちゃんと区民がちゃんとやってこなしていたのかとか、特に市民を対象ということがありますが、ここの参加率もそこそこあったのかなと、実はちょっと触れていなくて、もしわかれば教えていただきたいのですけれども。

事務局 事務局からです。

今回のご質問のあった団体さんにつきましては、2年度目継続の申請ということで、95ページから事業の実績報告書ということでご提出をいただいております。そちらに参加者ですとか、どれぐらい反響があったとかいうアンケートは記載していただいておりますので、そちらからご判断いただければなと思っております。

伊藤委員 大体10組のうち7割以上が出ているのだ、最後いけばもっといるのだ。

竹井委員 はい、わかりました。

渡邊委員 私の昨年の記憶では、やはりブルーノ・ムナーリさんは最初のクールของときは、なぜ新宿区がブルーノ・ムナーリを置かなければならないのかと皆さん疑問が強かったのですけれども、ブルーノ・ムナーリさんのこの作品をこちらの団体さんが引き継ぐことになって、これを生かしたいということで助成金の申請をされたのです、たしか。

それで、その新宿区民がどれだけ参加したかということをもうちよつと突っ込んだほうがいいのかということなのでしょう。

高橋委員 関連していいですか。申請番号4番のところですけども、事業実績報告書があって、何か区民の人数がすごく少ない感じが。

それで、こういうものはどう、この実績を見て、そのどう評価するかというか、この団体自体は寄附金とかも相当な寄附金をとった、わからないけれども、寄附金があって、そのこういうとにかく区民の参加がなかなか少ないようなものについても事業を援助もするという、ちょっとそういう印象を持ったのですけれども。

伊藤委員 区民ではなくてもここに出てきている人を、そこをとらえるとわからないのだけれども。

渡邊委員 一応地域の抱えている問題として新宿区はここに力をもっと入れるべきではないかというふうにとらえた団体さんだったと思います。

宇都木委員 だから、この段階の評価の仕方がちょっとなかなか難しいのだ。いろんな活動に、この団体がやっている活動に参加したり、あるいはその会場に来てみたり、そういう人たちはたくさん来るけれども、実際に講座をやるとしたらこのようになる。6回やって1回どういう、こういう倍率しか今の段階では。それと、この団体が主張する区民ニーズの把握のところを書いてあることとの間の整合性をどういうふうにするか、考えるかというのはちょっとやっぱり問題が出てくる。

つまりお金を、新宿区が助成しているお金がどういうふうにも有効に生きているのかというのは、こっちのほうから見ていてその申請しているニーズ把握の状況から見るとこんな

にもたくさんの人たちが関心があるのなら、実際にいろんなことをやるときにはいっぱい参加者があるのかなと思ったけれども参加者がいないということについて説得力がない、お金の使い方に。

久塚座長 よしあしではなくて、わからないところについて質問するということでしばらく質問にします。

申請番号5番の団体は初めてですね。

事務局 はい。事務局からですけれども、先ほど伊藤委員から申請番号5番の団体について質問をお預かりしましたので、伊藤委員のほうからこの団体について気になったことが、この今回の講演が仮に行われたとして、その後継続的にやるのかどうか、その後の広がりというのがどうなのだろうなということをご議論いただければなという発言をお預かりしました。

関口委員 そういう意味で言うとあとすみません、私も講演にも来ていただいて多少話はしたのですけれども、いかんせんできたばかりの団体なので、ちゃんとやっていけるのか、プレゼンのときにお聞きすればいいのですが、中心となっている方というのはどのような方なのか、この申請者の方というのは、どういう組織なのかもこれだけだと、代表の方の存在ぐらいしかわからないので。

久塚座長 登録票とかそういうところからしか今の段階だとわからない。

渡邊委員 最後の団体さんについて一つ気がかりなところが。申請事業を実施することによる既存の効果とか、当クラブにおいても夏目漱石が新宿区の出身であることを知っている人のほうが少ないのが現実であるという。この新宿区民としては、それが事実なのというほうがむしろ意外だったので、新宿に根差して活動されているのかということに多少の不安を感じました。

次に、項目の貴団体の経営基盤強化に向けた取り組みと今後の展望というところで、漱石記念館をもとにノーベル賞作家川端康成、さらに三島由紀夫となっていくと、ますます新宿区から離れていくイメージがあって、むしろこちらの団体さんのほうが本当に新宿区から助成が必要な団体さんなのかという疑問を持ちました。これは夏目漱石の生誕の地元区民としての印象です。

関口委員 講演のときに質疑応答で伺った内容だと、その登録票にもあるとおり別これは漱石さん専門ではないのです、この団体さん、本当は広くオペラ、ミュージカルなど、厳密に言うところの演劇はどのようなみみたいな話はあるのですけれども、その方がたまたまと

うか、縁あって今回生誕記念すべき年なので新宿区で活動しているわけだし、漱石さんをテーマにやろうかみたいなことをおっしゃっていました。

渡邊委員 ええ、そうですね。

久塚座長 新宿の人、新宿出身という知らない人が多いとか少ないとかという、あまりちゃんと調べたわけでもないで、それが現実であると言われるとちょっと困ると言ったら、じゃあ、あなたはほとんどの人が知っているということをどう証明するのですかみたいなつまらない議論になるので、この団体がどの程度の認識かなということを理解する一つと言っても、あまりウエートを置かなくてもいいとは思いますがけれども。

今から育ってもらおうということであればいいのでしょうかけれども、何か不明なことがいっぱいあるので。

関口委員 そうです、詳しく聞きたいです。

宇都木委員 こういうのは一見して、ああ、そうかと、一生懸命やっているなどか、ああ、なるほど、これは価値がありそうだとか、そういう印象が全然入ってこないと、だんだん疑ってくるから。

渡邊委員 区民としての視点から読むと、ちょっと踏み込みが足りないかなというのをこの段階で感じているので見方が厳しくなってしまったのだと思うのですが。

久塚座長 何人おられるのですか、この団体は。正会員30人、企画構成延べ。

いいですか、ほかは。通過して、プレゼンテーションということであればいろいろお聞きになってください。ほかに疑問な点はないでしょうか。

事務局はほかの団体から、いろいろ問い合わせはありましたか。

事務局 ある程度申請書と金額のところだけは、ヒアリングのときにお伝えはさせていただいておりますけれども、内容自体の変更というところは事務局のほうからはしてはいないところではあります。

渡邊委員 申請番号2番の団体さんで、この団体さんの全体にかかわることなのですが、続けていくためには助成がないと本当はやれないということでは困ると思っています。

そうすると、この団体のほうは、今度は初級から次の中級になられるにしても、助成がなくても成り立っていくという事業計画でなければ、その検定そのものの継続が難しくなっていくと思いますので、そこのところは厳しく判定したいなと思っています。

久塚座長 要するに助成がなくてもやるのですかみたいなことを？

渡邊委員 そうです。

宇都木委員 やると書いてあるじゃない。助成がなくてもできますよと言っている。

関口委員 減額でしょう、でもそれは。

渡邊委員 でも、これを当てにして続けていく検定であるとよろしくないという思い。

久塚座長 こういう助成金などをもらうときに、それが事業が非常に意味があるというように一度なると、それを継続するためにはお金が必要ですよという次のステップに大体いくわけです。そうすると区民としては3級とか2級とか、このテーマで言うと検定を受けて途中でさようならというやると何か無責任な事業だなというふうになるみたいな位置づけではあるわけです。

それをそこにプロットして、一緒に検定事業を自分たちでできるように途中までいきましょうと言うのか、最初からそういう無理そうなお金、経済財政で予測されるようなものについては最初からだめというふうに考えるのかという考え方なのでしょうけれども。減額されても大切だと思ってやるというぐらいの心意気は欲しいなどは思いますけれども。

多くの事業が減額とかゼロではできないというふうで大抵なっていますので。

宇都木委員 それは助成事業ではないのだ、そうになってしまうと。協働、要するにお金を出す側と事業をやる側とが一緒になってやりましょうということだから、それは助成、その事業を助成するのではなくて協働事業者なのだ、お金を出すほうも。

だから、それではこの趣旨にはならないので、もう確かに2年も助成金の対象になってやったら、自立しなかったらもともとこの事業は何だったのかとなるから、そこはそこでやっぱり厳しく、特に2年目は特に厳しくしないと。

久塚座長 はい、ほかに。いいですか。

では、あとは次の会議のときということについて。きょうの会議はこれで、その他に移ってよろしいですか。それとも何かありますか。

では、事務局。

事務局 では、事務局から最後に採点表についてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

こちらのオレンジ色のファイルに採点表がありますので、そちらをごらんいただければと思います。採点の方法につきましては2種類ありまして、NPO活動資金助成のほうと新事業立上げ助成のほうで採点表の様式が変わっておりますので、申請番号5番の団体に

つきましては、新事業立上げ助成の採点表のほうで採点をお願いしたいと思っております。

また、申請番号2番、3番、4番の事業につきましては、継続での申請になっておりますので、事業の実績のほうも評価のほうに入れていただければと思っております。また、採点に当たりましてはAからEの評価になっておりまして、今年度からDが2点ということで、また1点ということで点数のほうが変わっております。

通過基準としましては、6割を目安とすることで以前決定させていただきましたので、すべてCを選ぶと6割を満たすこととなりますので、こちらのほうも頭のほうに入れながら採点のほうをしていただければと思います。

こちらの採点表につきましては5月5日の木曜日、祝日になりますが、こちらの日までに事務局のほうにメールのほうで送っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

久塚座長 では、(2)その他を。

事務局 次回の会議につきましては、第3回の協働支援会議で5月13日の金曜日になります。午後2時に第3委員会室、こちらの会場ということでよろしくお願いいたします。

その前の日です。5月12日の木曜日、この日、視察がございまして、6時25分に新宿スポーツセンターの入り口にお集まりいただければと思っております。よろしくお願いいたします。詳しくはメールでお送りいたします。

久塚座長 最初に講義みたいなのをして、その後実施を行うので、実施に移った段階で私たちは少しレクチャールームみたいなのを使うことができるそうです。だから、1時間ぐらいレクチャーすることになって、その後実施しているところを少し見て、場所をお借りして意見交換を外部で相手方と実施して。それが木曜日です。

昨年一度視察をした団体が新しいことに設けて展開しているということで、これでヒアリングの材料にしようということですから、視察をしていないとヒアリングをできないということではありませんので、可能であれば来ていただいて、6月24日のあと採択された2年目、3年目というものについてヒアリングをする際に材料としていただきたいということが趣旨です。

では、お疲れさまでした。

事務局 ありがとうございます。

— 了 —